



町のサイクリング企画第6弾、「まちめぐりスタンプラリー」を開催します！
町内の参加店舗や施設を巡ってスタンプを3つ集めると、特産品などが当たるカプセルトイに挑戦できます。
さらに、15個以上集めると、特別賞が当たる抽選にも応募できます。
初心者から上級者まで楽しめる3つのモデルコースもご用意！レンタサイクルもありますので、自転車をお持ちでない方もお気軽にご参加ください。
詳細は、町ホームページをご覧ください。

▶開催期間
9月12日(土)～11月29日(日)

▶カプセルトイ設置場所
涸沼自然公園（茨城町中石崎2263）



町ホームページは
こちら→



【問合せ先】 商工観光課 ☎ 029-240-7124（直通）

応急手当普及員養成講習会を開催します

この講習会は事業所や防災組織等において、その事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を図るための指導者を養成することを目的としています。

- ▶日 時 11月10日(火)～12日(木) の3日間
午前9時～午後6時（受付：午前8時45分～8時55分）
- ▶場 所 水戸市医師会館1階 研修講堂（水戸市笠原町993-17）
- ▶対 象 者 水戸市・城里町・茨城町に居住、通勤、通学している方
※一般社団法人 水戸地区救急普及協会（会員事業所職員含む）の方および協会ボランティアの方は、上記地域外でも受講可能
- ▶募集人数 20人（先着順、定員になり次第締切）
- ▶費 用 1人につき 11,000円（税込、資料・テキスト代など）
- ▶申込方法 受講申請書に必要事項をご記入のうえ、水戸地区救急普及協会事務局宛に郵送かFAX、メールにてお申し込みください。
※受講申込書は、水戸地区救急普及協会ホームページからダウンロード、もしくは町消防本部に用意してあります。
- ▶申込締切 10月23日（金）



水戸地区救急普及協会
ホームページ

【申込み・問合せ先】 一般社団法人 水戸地区救急普及協会
☎ 029-221-0199 F A X 029-297-1032 メール mt99-egao@mt99.jp
〒310-0852 水戸市笠原町993-17 水戸市医師会館1階

まだ間に合う！

茨城町 歯周病検診について



下記の節目年齢に該当する方は、町の協力歯科医院で、**無料**で歯周病検診を受けることができます。

- ▶対 象 20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方
対象の方には、6月に受診券兼問診票を送付しています。
- ▶実施期限 12月31日(木) まで

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）

詳しい受け方や
協力歯科医院は
こちらから



町ホームページ

【みんなで町を歩こう!!】のご案内

～ウォーキングで心も体もリフレッシュ～

茨城町ウォーキングの会では、健康づくりの一環として、若い方から年配の方まで楽しんで気軽にウォーキングできる【みんなで町を歩こう!!】を開催しています。
ご家族やご友人などをお誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

ウォーキングに興味がある方、この機会にぜひご参加ください。



- ▶日 時 10月17日(土) 午前9時～正午（受付：午前8時40分～9時）
- ▶集合場所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」 裏側土手沿いの駐車場
- ▶コ ー ス 長岡地区 古墳や歴史をめぐるコース（約7km）
- ▶参 加 費 1人あたり30円（傷害保険代） ※当日、受付時にお支払いください。
- ▶持 ち 物 飲み物、帽子、タオル、マイナ保険証または資格確認書、マスク（状況に応じて用意してください）
- ▶申込方法 健康増進課窓口もしくは電話でお申し込みください。
- ▶申込期限 10月9日(金) まで
- ▶そ の 他 ・雨天の場合は中止とします。
・体調がすぐれない場合には参加をお控えください。当日の受付時に体調の確認をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
・保護者の方の同伴があればお子様のご参加も可能です。

※次回は11月4日(水)に桜の郷地区をウォーキングします♪詳細は広報いばらき10月15号に掲載予定です。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内

事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票の提出の特例に関するお知らせ

給与支払者が税務署に提出する令和8年分以降の給与所得の源泉徴収票については、給与支払報告書を町税務課に提出することで、税務署へ提出したとみなす制度が開始します。

これに合わせて、給与所得の源泉徴収票および給与支払報告書の提出義務が同一となります。

これまで、eLTAXを利用して税務署および町税務課へそれぞれ提出していた給与所得の源泉徴収票および給与支払報告書については、給与支払報告書を町税務課へ提出することで、税務署への給与所得の源泉徴収票の提出は不要となります。

本制度の開始を機に、簡単・便利なeLTAXでの給与支払報告書の提出をお願いします。

【問合せ先】 税務課 住民税グループ ☎ 029-240-7114（直通）

eLTAXの詳細は
こちらから



eLTAXホームページ